

建築物石綿含有建材調査者講習 受講資格一覧

受講資格 区分番号	学 歴 等	実務経験年数
1	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：2年以上
2	学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：3年以上
3	「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：4年以上
4	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数：7年以上
5	「1～4」に該当しない者（学歴不問）	<u>建築に関する</u> 実務経験年数：11年以上
6	建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者	実務経験年数：2年以上
7	7-a 特定化学物質等作業主任者技能講習（※1）を修了した者 7-b 第一種作業環境測定士（※2）または第二種作業環境測定士（※3）	<u>石綿含有建材の調査に関する</u> 実務経験年数：5年以上
8	8 石綿作業主任者技能講習（※4）を修了した者（実務経験年数不問） 8-b 石綿作業主任者技能講習（※4）を修了した者	<u>石綿含有建材の調査に関する</u> 実務経験年数：5年以上
9	産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者（※5）	
10	労働基準監督官として従事した経験を有する者	従事経験年数：2年以上
11	11-a 建築物石綿含有調査者で、 建築物石綿含有調査者として <u>石綿含有建材の調査に関する実務経験年数が2年以上の者</u> 11-b 建築物石綿含有調査者で、受講資格区分番号「1～7、8-b～10」に該当する者	

【海外の大学で建築学課程を卒業した方など1～10に該当しない方は事務局までお問い合わせください。】

※1 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)に規定する改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号

※2 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第二条第五号

※3 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第二条第六号

※4 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第十八第二十三号

※5 労働安全衛生法第九十三条第一項